平成２５年（フ）第５９９０号
神奈川県横浜市旭区市沢町946―３　市沢団地３棟312号
破産者　斎藤　勇二
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１５６号
東京都江戸川区北小岩６丁目40番３号
破産者　有限会社中嶋内装
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２５号
千葉県八千代市大和田新田747番地１、５番館802号
破産者　株式会社ハウスリンク
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２６号
千葉県八千代市大和田新田747―１　７番館1308、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田747―１　５番館802
破産者　古平　将樹
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１５号
神奈川県横浜市緑区東本郷６丁目３番14―1422号
破産者　株式会社９ＯＷＬＳ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１６号
神奈川県横浜市緑区東本郷６丁目３―14―1422
破産者　藤野　健一
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１５２号
東京都墨田区石原１丁目21番３号
破産者　有限会社ワントゥワン
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１５３号
東京都墨田区石原１丁目21―３―202
破産者　小谷　康俊
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１９５号
東京都福生市福生699―３　ローズマンション401、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市川口町1136番地の３
破産者　有限会社金剛木工
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３０号
埼玉県富士見市上沢２丁目３番35号
破産者　有限会社エヒモ工房
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保37―７　アパートメント正興№３―101
破産者　服部　隆祐
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２６７号
東京都小平市小川町１丁目969番地
破産者　有限会社小林電業
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１９号
東京都江東区北砂５丁目20番３号
破産者　株式会社三協ソフト
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３２０号
東京都江東区北砂５丁目20―３―1102
破産者　佐藤　協三
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３３４号
東京都渋谷区神宮前３丁目42番11号
破産者　株式会社デュマーモ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３３５号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目14―15
破産者　水木　亜美
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０１号
埼玉県春日部市西金野井1873番地３
破産者　有限会社佐々木コーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０２号
埼玉県川越市南台３丁目13―１―112
破産者　佐々木勝美
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４９号
東京都府中市西府町２丁目26番地の６
破産者　山工設備工業有限会社
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４５９号
東京都品川区東五反田５丁目22番37号　ツバセスＰＡＲＴ12東五反田1013
破産者　有限会社システムマイスター
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４７７号
東京都台東区蔵前２丁目３番４号
破産者　株式会社オプトイスト
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４７８号
東京都葛飾区堀切５丁目９―１―402、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切５丁目50―２―202
破産者　住山登志一
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部